

国際刑事裁判所による逮捕状発付が国際平和協力にもたらす影響の分析 —スーダン・バシール現職大統領の事例—

国際平和協力研究員（第 6 期生）
安藤由香里

要 旨

2005年にスーダン北部の国民議会党および南部のスーダン人民解放運動の間で、包括和平合意が成立した。本合意により多数の難民・国内避難民を発生させた南北スーダン内戦は終結した。しかし、ダルフールでは約20万人の死者および約200万人の難民・国内避難民が発生したと言われている。このような背景を有するスーダンのバシール大統領に対し、2009年3月に国際刑事裁判所はダルフール地方における5つの人道に対する罪および2つの戦争犯罪について逮捕状を発付した。さらに、2010年7月に3つのジェノサイド罪について新たな逮捕状を発付した。本件は安全保障理事会による付託という点で特異であると同時に、現職大統領に対する逮捕状発付という点で初の出来事である。本件に対する反応は様々であり、不処罰に対する貢献あるいは国際刑事法の発展であるという賛成派、安全保障理事会の政治性を懸念する慎重派ないし中立派および反対派に大別できる。また人道支援者の国外追放もあり国際社会に対する逮捕状のインパクトも少なくない。国際平和協力の観点からも、スーダンの安定は重要な問題であり無視できないため、現職大統領への逮捕状に関する国際的議論に焦点をあてる。

はじめに

スーダンの国土面積は250万平方キロメートルで、日本の約7倍、アフリカ大陸で最大の国土を有している。総人口は2008年第5回人口調査で3915万人とされているものの、スーダン大統領府は本人口調査を承認しているが、スーダン人民解放運動（SPLM）はこれを承認していない。

国家元首は、オマル・ハサン・アフマド・アルニ・バシール大統領（以下、バシール大統領）である。バシール大統領政権は、1989年6月に南部内戦終結和平交渉における発言力の低下に不満を持つ者の無血クーデターで発足した。その後、同大統領は1996年3月の総選挙で当選し、2000年12月の総選挙において86%以上の票を獲得したとされ再選されたが、多くの政党がボイコットした。そして、本年2010年4月11日から15日に行われた選挙で68%を獲得し再選された。

2005年1月に、長期にわたった内戦を終結させる南北間の包括和平合意（CPA）が成立した。同CPAは、北部スーダンの主要勢力である国民議会党（NCP）および南部ス

一ダンの主要勢力である SPLM の間で和平合意を締結させ、400 万人以上の国内避難民 (IDPs) を発生させた南北スーダン内戦を終結させた。

本稿では、こうした背景を有するスーダンの現職大統領に対して、国際刑事裁判所が発付した逮捕状に着目する。まず、どのように国際刑事裁判所がスーダン現職大統領に逮捕状を発付したかという管轄権および法的基礎を確認する。次に、現職大統領に対する逮捕状発付という画期的な出来事に関し、どのような反応があったかを考察する。最後に、逮捕状が国際社会に与えた影響を検討する。

1. 国際刑事裁判所のスーダンに関する議論

(1) 国際刑事裁判所の管轄権の基礎

国際刑事裁判所 (以下、ICC) の管轄権の基礎は、国際刑事裁判所規程 (以下、ICC 規程) である。同規程は、ICC の設立について国際的合意が成立した条約であり、1998 年 7 月 17 日にローマで採択されたため「ローマ規程」と呼ばれることもある。ICC に付託されたすべての事件は本 ICC 規程に基づいて審議される。ICC は規定されている犯罪のみに管轄権を有し、4 つの犯罪を管轄権の範囲内の犯罪と定めている。第 1 に、ジェノサイド罪、第 2 に、人道に対する犯罪、第 3 に、戦争犯罪、第 4 に、侵略犯罪である¹。本稿で取り扱う、ジェノサイド罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪の詳細な定義については、6 条から 8 条で定めている²。

現在、ICC にはスーダン以外に、2004 年からコンゴ民主共和国、2004 年からウガンダ、2005 年から中央アフリカ、2010 年からケニアの事件が付託されている。ICC は管轄権の行使を 3 つの場合に分けているが³、スーダンの事件は管轄権の基礎が他と異なる。他 4 カ国の事件とスーダンの事件が大きく異なるのは、スーダンのみが国連安全保障理事会による付託という点である。その他はすべて補完原則に基づき自国では正当な裁判手続が困難であると判断した締約国によって国際裁判所である ICC に付託されているのである。では、スーダンの事件がどのように付託されたかを以下に見ていくこととする。

(a) 国際刑事裁判所規程 13 条 (b)

ICC 規程 13 条 (b) は、

¹ 5 条 (裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪) 1 項 (a)、(b)、(c) (d) を参照。なお、特に記さない限り、本稿では松井芳郎編集代表『ベーシック条約集 2010』東信堂、を参照するものとする。

² 侵略犯罪については、2010 年 5 月～6 月にカンパラで開催された ICC 規程検討会議で定義および管轄権行使の改正が採択された。

³ 13 条 (管轄権の行使) (a)、(b)、(c) を参照。

「国連憲章第 7 章に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の一または二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合に、国際刑事裁判所は、第 5 条に規定する犯罪について管轄権を行使することができる。」

と規定する。つまり、13 条 (b) に基づいて付託される「事態」を領域にもつ国家が ICC の締約国であるか否かは要件とされない。スーダンが ICC 規程の締約国でないが、それは要件に含まれていないのである。ICC 規程は国連安全保障理事会による付託を認めているので、まず国連安全保障理事会で付託することの合意が必要となる。

(b) 国連安全保障理事会決議 1593

バシール大統領の逮捕状発付の法的基礎は国連安全保障理事会決議 1593 である⁴。
2005 年 3 月 31 日に採択された同決議は、

「国連憲章第 7 章に基づいて行動する安全保障理事会は、2002 年 7 月 1 日以降のダルフールにおける事態を国際刑事裁判所検察官に付託することを決定する。」⁵

としている。同決議は、デンマーク、フィリピン、日本、英国、アルゼンチン、フランス、ギリシャ、タンザニア、ルーマニア、ロシアおよびベニンの 11 カ国が賛成し、4 カ国が棄権した⁶。棄権した国には米国および中国が含まれている点に留意が必要であろう。米国は、本件に関してより良い方法はアフリカの混合裁判所で審議することであると述べると同時に、米国は安全保障理事会が ICC に付託することに反対であるが、国際社会が協働するために本決議に反対しないことを決定したと述べている⁷。中国はスーダンの国内裁判所あるいはアフリカ連合（以下、AU）混合パネルにおける審議が可能であると考えており、スーダン政府の同意なしに ICC で審議することに反対であった⁸。その他の棄権国であるアルジェリアは AU で審議するのが最良の方法であるとし⁹、ブラジルはダルフール問題を ICC に付託することには賛成するものの、ICC 規定の締約国でない国民に対する管轄権の免除を理解できないと共に、安全保障理事会がスーダンを除く ICC 規定の締約

⁴ Security Council Resolution 1593 (2005), U.N.Doc.S/RES/1593 (2005), 31 March 2005.

⁵ Ibid., para.1. なお、ここで付託されているのはあくまでもダルフールにおける「事態」であり、安全保障理事会は個人名を敢えて避けた。William A. Schabas, The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute, Oxford University Press (2010), p.299.

⁶ Security Council, Sixtieth year, 5158th meeting, Thursday, 31 March 2005, 10.30 p.m., New York U.N. Doc.S/PV.5158, p.2.

⁷ Ibid., p.3.

⁸ Ibid., p.5.

⁹ Ibid., p.4.

国でない国家に国民の専属管轄権¹⁰を認めている決議 1593 のパラグラフ 6 に賛成できないため棄権するとした¹¹。日本は当時 ICC 規程の締約国ではなかったが賛成票を投じた。その理由として当時の日本政府代表大島大使は、「ダルフールにおける重大な人権侵害および人道的な罪の不処罰は許されず、執行者を裁くためである」と述べた¹²。

こうした経緯で国連安全保障理事会常任理事国による拒否権の行使はなく、決議 1593 が採択に至ったのである。では、こうした背景を踏まえ、バシール現職大統領の逮捕状の発付はどのような経緯で進められたのであろうか。

(2) バシール現職大統領の逮捕状発付

(a) 逮捕状発付の経緯

バシール大統領への逮捕状の発付は、先述のように 2005 年 3 月 31 日に国連安全保障理事会が国連憲章第 7 章に基づき ICC 検察官に付託する決議を採択したことに始まる。これを受け 2005 年 7 月 1 日に、ICC のルイス・モレノ・オカンポ主任検察官が、本件の捜査を決定した。2008 年 7 月 14 日に ICC 規程 25 条 3 項(a)の個人刑事責任の規定に基づき、検察官が逮捕状を請求した。本請求を受けて、2009 年 3 月 4 日に ICC 規程 5 条 8 項(b)の被疑者の逮捕の必要性があるとして、予審裁判部第 1 部が逮捕状を発付した。以上が逮捕状発付にいたる法的手続きである。バシール大統領は、人道に対する罪、戦争犯罪およびジェノサイド罪について検察局から訴追されたのであるが、その罪状の詳細について以下に見ていくこととする。

(b) バシール大統領の罪状

バシール大統領は、ICC 規程 25 条 3 項(a)の個人刑事責任に基づいて、5 つの人道に対する罪、2 つの戦争犯罪および 3 つのジェノサイド罪について検察局に訴追された。人道に対する罪とは、具体的には、2003 年 4 月のエル・ファシール空港の攻撃から 2008 年 7 月 14 日までの期間にダルフール地方において行われた、スーダン政府軍による、7 条 1 項(a)の殺人、7 条 1 項(b)の絶滅させる行為、7 条 1 項(d)の住民の追放または強制移送、7 条 1 項(f)の拷問および 7 条 1 項(g)の強姦である¹³。

戦争犯罪とは、具体的には、8 条 2 項(e) (ロ) の「文民たる住民それ自体または敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること」および 8 条 2 項(e) (ロ) の「襲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行

¹⁰ 決議 1593 のパラグラフ 6 の解釈については、例えば、Robert Cryer "Sudan, Resolution 1593, and International Criminal Justice" Leiden Journal of International Law, Vol.19 (2006), pp.208-214.

¹¹ Supra n.6, S/PV.5158, p.11.

¹² Ibid., p.7.

¹³ Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, International Criminal Court, Pre-Trial Chamber I, Situation in Darfur, Sudan, In the Case of the Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir ("Omar Al Bashir"), ICC-02/05-01/09, 4 March 2009, p.6.

うこと」である。これらの人道に対する罪および戦争犯罪については、検察局の請求通りに予審裁判部は罪状を認定しており、特に大きな問題とはなっていない。それに対して、問題となっているのが以下に述べるジェノサイド罪についてである。

(c) ジェノサイド罪

検察局の求刑にはジェノサイド罪も含まれていたが、当初、予審裁判部門はこれを退け検察局は上訴した。その主要な争点はジェノサイドの意図である。ジェノサイド罪とは、特定の集団を滅殺する意図を持って集団虐殺を行うことである。本逮捕状決定の多数意見では、ジェノサイド罪を定めている ICC 規程 6 条の「3 要素を常に満たさなければならない」としている¹⁴。多数意見による 3 要素とは、第 1 に、被害者が標的の集団に所属していること。第 2 に、殺害、身体または精神に重大な瑕疵を与えること、出生の妨害、子どもの強制移動。第 3 に、標的集団の全部または一部の破壊を意図することである。

ジェノサイド罪の定義は、1948 年ジェノサイド条約 2 条で定められており、文脈的要件を要求していないと本決定では述べている¹⁵。さらに、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(以下、ICTY)規程 4 条およびルワンダ国際刑事裁判所(以下、ICTR)規程 2 条も同様の定義を有しているとしている¹⁶。ICTY および ICTR の判例では、ジェノサイドの方針および計画のようないずれの文脈的要件も除外されており、標的集団に対する具体的な脅威を示す行為があるかどうかは関係なく¹⁷、標的集団の全部または一部の破壊の意図があるかどうかによって左右されると解釈されることに注目した¹⁸。ジェノサイド罪を定義している ICC 規程 6 条は、ジェノサイド条約 2 条と同様であり、犯罪の構成要件は文脈に即した要件次第であるとしている¹⁹。そして、文脈的要件によると、標的集団あるいはその一部に対する具体的な脅威がある場合のみにジェノサイド罪が成立するとしている²⁰。本件において問題となるのが、果たしてバシール大統領にジェノサイド罪の「特別な意図」が認められるか否かである。最終的に予審裁判部門は標的集団の全部または一部の破壊の意図がバシール大統領にはなかったと結論付け、ジェノサイド罪についての訴追を退けた。予審裁判部門が ICTY と ICTR の判例の解釈と異なる解釈をした点は興味深い。しかしながら、2010 年 2 月 3 日、上訴裁判部門は「特別な意図」の基準を示し、ジェノサイド罪の「信ずるに足る合理的な理由」が存在するとして、予審裁判部門に再検討するよう

¹⁴ Decision on the Prosecution's Application for a Warrant of Arrest against Omar Hassan Ahmad Al Bashir, International Criminal Court, Pre-Trial Chamber I, Situation in Darfur, Sudan, In the Case of the Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir ("Omar Al Bashir"), ICC-02/05-01/09, 4 March 2009, para.113, pp.40-41.

¹⁵ *Ibid.*, para.117, p.42.

¹⁶ *Ibid.*, para.118, p.42.

¹⁷ *Ibid.*, para.119, pp.42-43.

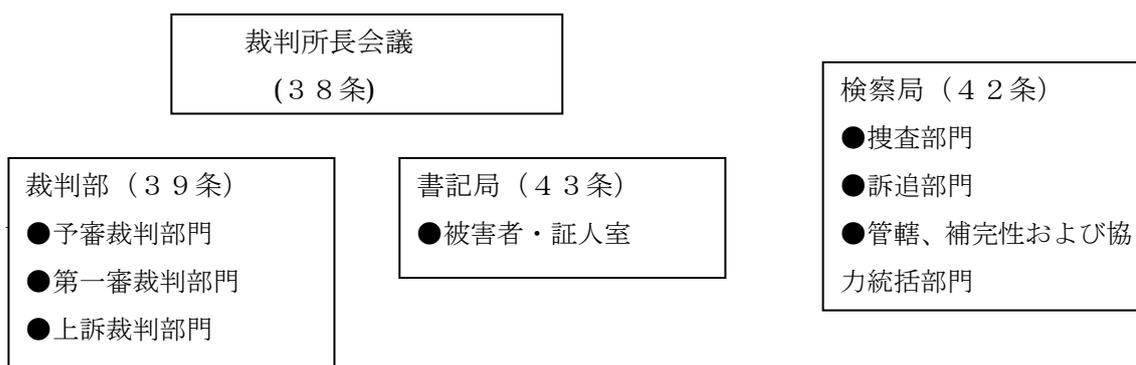
¹⁸ *Ibid.*, para.120, p.43.

¹⁹ *Ibid.*, para.121, p.44.

²⁰ *Ibid.*, para.124, p.44.

に差し戻した²¹。本件で、上訴裁判部門は、ICC 規程 58 条 1 項 (a) の逮捕状の発付における「信ずるに足りる合理的な理由」の基準を、61 条 7 項の犯罪事実の確認における「信ずるに足りる実質的な理由」の基準と分けなければならないと述べた²²。すなわち、「信ずるに足りる実質的な理由」とは、66 条 3 項の「合理的な疑いを超えて」を意味し、後者の 2 基準は前者の「合理的な理由」よりも高い基準を示している。したがって、予審裁判部門は逮捕状の発付に犯罪事実の確認ほど高い基準を適用すべきでないとした。2010 年 7 月 12 日、予審裁判部門はバシール大統領がフル族、マサリット族およびザガワ族を破壊する「特別な意図」を信ずるに足りる合理的な理由が存在するとして 3 つのジェノサイド罪²³について新たな逮捕状を発付した²⁴。したがって、予審裁判部門は上訴裁判部門の基準を踏襲する判断を下したのである。

ICC 組織図 (ICC 規程 34 条)



2. 現職大統領に対する逮捕状発付に関する議論

次に、現職大統領に対する逮捕状発付に関する議論を、賛成派と反対派に大別して見て

²¹ Judgment on the appeal of the Prosecutor against the “Decision on the Prosecution’s Application for a Warrant of Arrest against Omar Hassan Ahmad Al Bashir, International Criminal Court, The Appeals Chamber, Situation in Darfur, Sudan, The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir, No. ICC-02/05-01/09/OA, 3 February 2010.

²² *Ibid.*, p.5.

²³ 6 条 (a) 当該集団の構成員を殺害すること。(b) 当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。(c) 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。

²⁴ Second Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, International Criminal Court, Pre-Trial Chamber I, Situation in Darfur, Sudan, In the Case of the Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir (“Omar Al Bashir”), ICC-02/05-01/09, 12 July 2010.

いく。

(1) 賛成派・中立派

(a) 各国の反応

米国は I C C 規程の締約国でないものの直接的ではないが間接的に I C C の執行を認める発言を繰り返している。2009年10月19日にオバマ政権はスーダンに対する新戦略を発表した²⁵。本新戦略において、バシール大統領と直接協力することは考えておらず、大統領の代弁者となるスーダン政府高官と協力し、以下3点を行うと発表した。第1に、スーダン西部ダルフルールにおける大規模人権侵害およびジェノサイドの停止、第2に、C P A の実施、第3に、スーダンを国際テロリストの安全な避難場所としないという新戦略である。そして、3条件をスーダンが満たした場合、テロ対象国家から解除するというアメとムチ政策を打ち出した。

他方で、I C C 規程の締約国である日本は²⁶、公式声明で以下のように述べている。

「我が国は I C C の締約国であり、I C C の独立性およびその決定を尊重します。」

と、I C C の決定を尊重することを逮捕状が発付された当日の外務報道官談話で発表した²⁷。また、同様の声明を2009年3月30日のアラブ連盟の首脳会議にオブザーバー参加した有馬中東和平担当特使も述べている²⁸。

I C C 締約国は86条に基づき、I C C 規程に従い裁判所に協力する義務を負っており日本も例外ではない。とすれば日本の声明は I C C 締約国として一般的な立場であると言えよう。I C C 締約国は、I C C 規程59条1および89条1に基づき、被疑者の逮捕および引渡しの協力義務も負っている。つまり、仮にバシール大統領が日本の領域内に足を踏み入れた場合、I C C の請求に基づき、当該被疑者を逮捕するための措置を直ちにとり、引渡しの請求に応じなければならないことになる。例えば、アフリカ開発会議（以下、T I C A D）を日本が開催する場合、バシール大統領に T I C A D の招待状を出すのであろうか。同様な問題が最近起こっている。フランスのサルコジ大統領が、武装勢力に誘拐されたフランス国籍の人道支援者解放に尽力した礼の気持ちを表明し本年5月にフランスのニースで開催されるアフリカ会議にバシール大統領宛ての招待状を出したという報道がなされた²⁹。しかし翌日、フランス政府はバシール大統領ではなく代理の出席を依頼したとい

²⁵ <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2009/oct/130672.htm>> last visited on 30 March 2010.

²⁶ 2007年4月27日国会承認、同年7月17日加入書寄託、同年10月1日効力発生。

²⁷ <http://www.mofa.go.jp/Mofaj/press/danwa/21/dga_0304b.html> last visited on 30 March 2010.

²⁸ <http://www.mofa.go.jp/region/middle_e/peaceprocess/state0903.html> last visited on 30 March 2010.

²⁹ "Sarkozy invites Sudan's Bashir to France-Africa summit" Sudan Tribune, 21 March

う報道がなされている³⁰。フランスは I C C 規程の締約国であり、締約国の義務として逮捕・引渡しの義務を負っている。同様のことがすべての I C C 規程の締約国に課されている。とすれば、T I C A D にアフリカの元首を招待する場合、バシール大統領についてどうするかという問題についても同様のことが言える。T I C A D 開催国は、国家承認をしている特定国に招待状を出さないという判断は難しい。そこで、考えられる可能性として、国家元首と特定しないで政府代表に対し招待状を出すことが考えられる。そのような場合、外務大臣などの代理出席ということが可能ではないだろうか。

(b) 国際法学者

特に研究者を中心に言われていることとして、本件が国際刑事法の発展に寄与したことが挙げられる。しかし、これは手放しの賛成とは言えない部分がある。というのは、特定国のみを対象にした国連安全保障理事会による選択的な執行であるという批判がアフリカ諸国を中心に主張されているからである。確かに、現在 I C C に付託されている事案は、スーダンのほか、コンゴ民主共和国、ウガンダ、中央アフリカ、ケニアとすべてアフリカの国家である。こうした背景から、国際刑事法の発展ではあるが、現実の政治に反して国際刑事法が急ぎ足で結論を出す必要もないと言えるだろう³¹。

スーダンの状況が他国と異なるのは、コンゴ民主共和国、ウガンダ、中央アフリカおよびケニアの事案は、当該政府自らが I C C に付託したのに対し、スーダンは安全保障理事会決議による付託である点である。つまり、スーダン政府は同意していない点が他の事案と異なる。安全保障理事会は高度に政治的な機関でもある³²。かかる問題は、安全保障理事会の権限と密接にかかわっており、I C C の前提である補完原則と矛盾する状態が起り得る危険性を孕むからである。また、独立性は I C C の礎石と言っても過言ではない。I C C は、I C T Y や I C T R のように安全保障理事会の補助機関として設置されたのではない。しかし、シャバスは、I C C 規程 2 条では I C C と国連の連携協定の一般原則を規定しているにすぎないが、同 1 3 条は、安全保障理事会が I C C に管轄権を与え、手続きの開始を認めているし、同 1 6 条は、特定の状況で安全保障理事会が手続きの停止や延期をし得ると述べている³³。この点、洪は、費用負担の観点から I C C 規程と安全保障理事会決議 1 5 9 3 の抵触を挙げている³⁴。すなわち、I C C 規程 1 1 5 条 (b) は、安全保障理

2010.

³⁰ "FACTBOX: Bashir's list of skipped events keeps growing since ICC warrant" Sudan Tribune, 22 March 2010.

³¹ 例えば、supra n.10. Cryer, p.222.

³² 古谷修一「国際刑事裁判権の意義と問題—国際法秩序における革新性と連続性—」村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所 最も重大な国際犯罪を裁く』東信堂 (2008)、25 頁。

³³ supra n.5, Schabas, p.65.

³⁴ 洪恵子「安全保障理事会による刑事裁判所の設置」村瀬信也編『国連安保理の機能変化』

事会による付託のために要する費用は国連が負担することが想定されているのに対し、決議 1593 のパラグラフ 7 は自発的貢献で賄うとしているからである。リースマンは、この費用負担が安全保障理事会と ICC の関係に問題を起こすと指摘している³⁵。また、安全保障理事会の重要国が ICC 規程の締約国でもなく、ICC における紛争処理に友好的でもなく、「フリーライダー」になる皮肉を述べている³⁶。リースマンがここで言う重要国とは決議 1593 の採択に際し棄権した米国と中国である。問題のパラグラフ 7 は、米国が同決議を受入れる条件であったと想定される³⁷。そしてリースマンは、決議 1593 の文言にもかかわらず、多数の ICC 規程締約国を有する国連総会が、国連憲章 17 条 1 項に基づき、ICC 規程の 115 条 (b) の義務を喜んで受け入れる可能性が高いと述べている³⁸。しかし、シャバスは、ICC 規程の締約国あるいは国連の自発的貢献による費用で賄われ、国連に費用負担が課せられないことを歓迎する米国の意見を引用すると共に、決議採択のための議論中、いずれの国も国連の費用負担について言及しなかったと述べている³⁹。

さらに、上のリースマンの意見に関連し、安全保障理事会と国連総会との関係についても問題となる。国連の費用は安全保障理事会ではなく、国連憲章 17 条に基づき国連総会が権限を有している。2004 年の ICC と国連の関係に関する合意の 13 条は、「ICC 規程 115 条に従い国際連合総会の承認を受けて国際連合が提供する資金は別途定める」としている⁴⁰。このように費用負担の問題は、機関の独立性および権限を左右しかねない要素のひとつであることにも関心を払う必要がある。

(c) 被害者

現地の人々の声、被害者の声はどうであろうか。多数のダルフル出身の難民がチャドに滞在している。チャドの難民キャンプで出生した子どもに、ICC のオカンポ主任検察官の名前をとって、「オカンポ」と命名したという報道がされている⁴¹。現地の人々の中には、オカンポを英雄として捉えている人がいると言えるだろう。また、2009 年 12 月 10 日には、ICC の予審裁判部門に公判手続への被害者の参加が申請されている。ICC 規程 68 条は被害者および証人の保護並びに公判手続への参加を定めており、同条 3 項

東信堂 (2009)、133-134 頁。

³⁵ W. Michael Reisman, "On Paying the Piper: Financial Responsibility for Security Council Referrals to the International Criminal Court" American Journal of International Law, Vol.99, No.3 (2005) p.616.

³⁶ Ibid., p.617.

³⁷ Ibid., p.615.

³⁸ Ibid., p.617.

³⁹ supra n.5, Schabas, p.1147.

⁴⁰ Negotiated Relationship Agreement between the International Criminal Court and the United Nations, Adoption 4 October 2004, Entry into Force 22 July 2004., supra n.10, Cryer, pp. 206-207.

⁴¹ 例えば、"Darfur refugees named their children Okampo-Farrow" Sudan Tribune, 6 June 2009.

「被害者の個人的な利益が影響を受ける場合には、当該被害者の意見および懸念が(中略)提示されおよび検討されることを認める」に基づき 8 つの参加が申請された。また、ジェノサイド罪が予審裁判部門に却下された後の 2010 年 1 月 11 日に、予審裁判部門での被害者参加が自動的に上訴手続にも該当されることを上訴裁判部門に請求された⁴²。さらに 2010 年 3 月 10 日には、予審裁判部門に対して、ICC 規程 68 条 3 項に基づく被害者の参加が請求された⁴³。

(2) 反対派

(a) スーダン政府

バシール大統領およびスーダン政府は、ICC が設置されているオランダのハーグへ自発的に出頭することはないと断言している。そして、スーダン政府系新聞のアルライ・アラームによれば、スーダン政府は、ダルフル情勢の描写および虐殺表現を拒否し、前述した米国のアメとムチ政策を批判している。また、ダルフル担当のガージー・サッラフディーン大統領顧問は、ジェノサイドという表現について、米国が他の国から孤立しており、ダルフルの情勢をジェノサイドと断定した米国を批判すると同時に、米国のアメとムチ政策を批判している。

(b) アフリカ諸国

アフリカ諸国の地域機構である AU 加盟国はモロッコを除くアフリカ大陸の全 53 ヶ国で構成されており、スーダンも加盟国である。AU は、2009 年 7 月 3 日に開催された第 13 回総会で、ICC の逮捕状執行に協力しない決議を採択した。しかし、ケニア、ウガンダ、南アフリカは ICC 規程の締約国であり、法的義務の履行を主張した。また、本決議の採択にはチャド、ボツワナ等の加盟国が反対した経緯もある。AU は、この事態に対応するために AU ダルフル・パネル (AUPD) を設立した。そして、同パネルで以下の 3 決定を行った。第 1 に、特別裁判所の設置、第 2 に、スーダン人およびアフリカ人裁判官による混合裁判所の設置、第 3 に、真実和解委員会の設置である。AU のこうした努力にもかかわらず、効果的な成果をもたらすには至っていない。

⁴² Corrigendum to 'Prosecution Response to the Victims' "Second Request for Participation and Observations on the Prosecution's Appeal against the Decision on the Application for a Warrant for the Arrest of Omar Hassan Ahmad al-Bashir", International Criminal Court, The Appeals Chamber, Situation in Darfur, Sudan, In the Case of the Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir, ICC-02/05-01/09 OA, 11 January 2010, para.2, p.3.

⁴³ Application of Legal Representatives of Victims a/0011/06, a/0012/06, a/0013/06 and a/0015/06 to Participate in and Submit Observations on the Proceedings on Remand In Connection with the Application for a Warrant for the Arrest of Omar Hassan Ahmad al-Bashir, International Criminal Court, Pre-Trial Chamber, Situation in Darfur, Sudan, In the Case of the Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir, ICC-02/05-01/09, 19 March 2010.

ところで、ICC 規程の締約国がバシール大統領の逮捕・引渡しの協力義務を負っていることは先述したとおりである。しかし、それが履行されるとは限らないという問題を抱えている。2010年7月21日にバシール大統領は、サヘル・サハラ諸国国家共同体(CEN-SAD)サミットへ出席するためにチャドを訪問した⁴⁴。チャドはICC 規程の締約国である。また、バシール大統領が逮捕状の発付後に訪問する最初のICC 規程の締約国であった。にもかかわらず、チャドは締約国の協力義務を履行しなかった。先のAU総会でICCの逮捕状執行に協力しない決議に反対した際とは異なる立場を取ったのである。このチャドの立場の変化は、2010年1月にスーダン・チャド両国国境の安全について合意した後、2010年4月に7年間閉鎖されていた国境が開かれる等、急速に両国の関係が深まっていることに起因すると考えられる。

チャドの姿勢に対し、欧州連合(EU)は非難の声明を出している⁴⁵。このような諸問題が作り出す対立図にも注意を払う必要があるだろう。現在ICCに付託されている5カ国すべてがアフリカ諸国という事実も相まって、先進諸国によるアフリカ叩きであるという声があがっていることを軽視できない。この考え方は先進諸国=国連という図式を作り出し、その憎悪の矛先が国連要員への攻撃につながるという危険性がある。ルワンダ等のアフリカ諸国出身者でありながら攻撃目標となり、ダルフル国連AU合同ミッション(UNAMID)要員の命が失われていることにつながっている可能性が捨てきれないからである。

(c) イスラム諸国

スーダン北部政府はイスラム色が強いことから、イスラム諸国とのつながりが強い。まず、アラブ連盟加盟国は22カ国で構成されており、スーダンは1956年に加盟した。アラブ連盟は、2009年3月30日の第21回アラブ首脳会議のドーハ宣言で、ICCによるスーダン大統領への逮捕状発付を拒否し、スーダンへの全面的協力および連帯を表明した。他方で、日本政府は同会議でICC規程の締約国としてICCの独立性と決定を尊重する声明を出したのは先述のとおりである。

次に、イスラム諸国会議機構は4大陸のイスラム諸国57カ国で構成されており、スーダンは1969年に加盟した。イスラム諸国会議機構事務総長は、バシール大統領への逮捕状の発付後、本件がスーダンおよび地域全体の不安定を招く危険があるとし、国際社会による人道に対する犯罪および戦争犯罪適用の二重基準を指摘し、安全保障理事会にICCの動きの停止を求めた⁴⁶。また、ジェノサイド罪の新たな逮捕状発付後、ICCの動きが

⁴⁴ "Bashir receives African backing in ICC row, EU calls on Chad to carry out arrest" Sudan Tribune, 23 July 2010.

⁴⁵ EU Statement by the spokesperson of HR Catherine Ashton on President AlBashir, Brussels, 22 July 2010, A 147/10 <
http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/115899.pdf
> last visited on 27 July 2010.

⁴⁶ "OIC Secretary General strongly rejects the ICC indictment against President of the Sudan" 4 March 2009.

平和への努力を台無しにすると述べた⁴⁷。

こうして、イスラム諸国を代表するアラブ連盟、イスラム諸国会議機構の双方が AU と同様に全面的なバシール大統領支援を示している。

3. 逮捕状発付のインパクト

以上の議論を踏まえ、以下 2 点を指摘したい。第 1 に、重大な犯罪の抑止効果である。第 2 に、国際刑事法の発展と政治的安定のバランスの問題である。

(1) 国際法へのインパクト

(a) 重大な犯罪の抑止効果

まず、重大な犯罪の抑止効果から考察していく。ICC 規程非締約国の現職元首を含む個人責任を追及することにより、今後、同様な重大犯罪を抑止する効果が期待できる。ICC 規程では、現職元首であろうとも、つまり、現職大統領であろうとも、個人責任を追及できることが明文化されている。しかし、果たして ICC 規程の非締約国であるスーダンをも拘束するかが問題となる。

バシール大統領の訴追は、国連憲章第 7 章に基づく安全保障理事会決議が根拠となっている。スーダンは ICC 規程の締約国ではないが、国連加盟国であるので安全保障理事会決議に従う義務を有するという主張がある⁴⁸。この根拠は、国連加盟国が国連憲章 25 条に基づく安全保障理事会の決定に従う義務に求めている。しかし、そのためには国連憲章第 7 章の「平和に対する脅威」と認定されることが大前提である。つまり、国連憲章 39 条に基づいて、「平和に対する脅威」が安全保障理事会で認定された場合、まず、国連憲章 41 条に基づいて非軍事的措置が取られ、それが不十分な場合において、42 条に基づく軍事的措置を取ることができる。

現在まで「平和に対する脅威」が認められたのは、例えば南アフリカのアパルトヘイトであり、また、1991 年の湾岸戦争における 1991 年 4 月 5 日の安全保障理事会決議 688 ではクルド人居住地域を含むイラク各地における一般市民の抑圧が国際の平和および安全を脅かしていると認めた事例がある。しかし、安全保障理事会決議 1593 では、スーダンの事態が国際の平和および安全を脅かしているとする文言は決議の「前文のみ」であり決議本文ではない。したがって、前文は法的拘束力を有さないという観点に立てば、法的拘束力に疑問が残る。とは言っても、国際的圧力という心理的抑制の意義は十分ある

⁴⁷ "OIC Secretary General cautions against repercussions of ICC genocide indictment against Sudanese President" 22 July 2010.

⁴⁸ 村井伸行「国際刑事裁判所（ICC）によるバシール・スーダン大統領の逮捕状の発付および逮捕・引渡請求の送付に関する法的検討」『外務省調査月報』2009/No. 2、47 頁。

と考えられる。

(b) 国際刑事法の発展に対するスーダン国内の政治的安定

次に、国際刑事法の発展と政治的安定の問題を検討する。というのは、I C Cが大統領の罪を裁いてスーダン国内を安定させようとしている意図とは裏腹に、国際刑事法の推進が、逆にスーダンの政治不安を促進させる危惧があるからである。

重大な犯罪の抑止効果に関連する点で、重大な犯罪に対する不処罰をなくし、個人の責任を追究する試みは、端的に言えば、国際刑事法の発展であるし、それは国際法全体の発展とも言える。特に1948年のジェノサイド条約や1973年のアパルトヘイト条約などでI C Cが管轄裁判所として明文にあったにもかかわらず、1998年まで裁判所の設立自体に国際的合意がなかったことから考えれば、2000年代の動きは画期的であると言っても過言ではない。

I C C予審裁判部門は、逮捕状の発付決定においてI C C規程27条に基づいて、重大な犯罪の執行者の不処罰をなくすことが同規程の目的であると述べている。つまり、不処罰の枠組みを築いたという点でI C Cの目的は本件で一步前進したと言える。しかし、以下のような国際平和協力へのマイナス影響の懸念が残っている。

逮捕状が発付された直後の2009年3月4日の午後、スーダン政府は、I C Cに協力した容疑により、ダルフルで活動する国際的非政府組織(以下、NGO)13団体の国外退去命令および国内NGO2団体の解散を命じる決定をした⁴⁹。この国際NGO13団体の中には、オックスファム、国境なき医師団のような大規模な国際NGOが含まれている。しかし、注目すべき点は、更なる人道支援団体の追放は、それ以後は行われていないという点である。そして、追放された団体も、名称とロゴさえ変えれば、スーダン国内での活動を許可するという旨をスーダン政府が発表したことは重要である。

スーダン政府が更なる追放行為を取らなかった理由として考えられるのは、これ以上、国際社会から非難を受ける行為を取ることに對して得られるものがそれほど多くないと判断したからではないだろうか。また、実際問題としてダルフルで活動する40%の人道支援団体が突如撤退させられたことによる国内的不満の高まりは大きく、それによるマイナス効果を危惧したとも考えられる。さらに、スーダン政府のみが国際社会で孤立しているわけではなく、AU、アラブ連盟およびイスラム諸国会議機構がバシール大統領を支援

⁴⁹ 13団体とは、Oxfam、CARE、国境なき医師団 (MSF) (蘭)、MSF (仏)、Mercy Corps、Save the Children U.K.、Save the Children U.S.、Norwegian Refugee Council、The International Rescue Committee、Action Contre la Faim、Solidarites、CHF International、PADCO である。IRIN Africa News, 9 March 2009, <<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900SID/JBRN-7PYDRU?OpenDocument>> last visited on 29 March 2010. <http://www.usaid.gov/our_work/humanitarian_assistance/disaster_assistance/countries/sudan/template/fs_sr/fy2009/sudan_ngo_fs01_03-23-2009.pdf> last visited on 29 March 2010, p.1.

する公式声明を出したことにより、それらの加盟国諸国へ会議などで渡航した場合、ICCへ引き渡される危険性はないと判断したからではないだろうか。この点は、既述したようにチャドへの渡航で確信を得たことになる。少なくとも現在までスーダン国内の政治的安定に過度のマイナス効果が出たとは言えない状況である。しかし、今後2010年の総選挙を踏まえてどうであろうか。ICCは、現時点で現実にバシール大統領を訴追できるとは考えていないようである。むしろ国際社会に対するメッセージ性を考慮すると共に、現職大統領を退いた後のことを考えている模様である。また、不処罰をなくすという国際刑事法の発展に対し大きな意義を見出していると考えられる。

2010年はスーダンにとって転機となる重要な年である。4月11日から15日に大統領選挙が実施された。国連スーダン・ミッション（UNMIS）および国連開発計画（UNDP）が、2009年11月1日から選挙物資の配布等の支援を行っており、日本もUNDPのバスケット・ファンドに多額の支援を行った⁵⁰。バシール大統領は大統領選挙再選により、正統性を国際社会にアピールしたいという意図が大きかった。つまり、国際社会から批判を受ける行動を取りたくない意識が高いと考えられる。さらに、2011年1月9日には南部スーダンの独立可否を問う住民投票およびアビエの南北帰属に関する住民投票が控えており、国連、EUをはじめとして国際社会の注目が集まっている。すでにバシール大統領は住民投票の結果を受け入れることを宣言している。こうした事情を勘案すると、今後、バシール大統領が自身にとって多大な打撃となる行動を起こすことは余程の見返りがない限りはないのではないか。すなわち、バシール大統領は大統領選挙で再選したことの正統性をより多くの人に認定して欲しい意図があるため、自らが新たに非難の対象になる行為を積極的に行うとは考え難い。

（2）国連平和維持活動へのインパクト

（a）UNMISのマンデート

UNMISのマンデートは安全保障理事会決議で決定されている。UNMISのマンデートの法的根拠は、2005年3月24日に採択された安全保障理事会決議1590である⁵¹。同決議パラグラフ4は以下のように詳細にマンデートを定めている。

（a）

- （i）包括和平合意の実施監視・検証と違反の調査
- （ii）二国間ドナーとの連絡
- （iii）UNMIS展開地域における軍や武装グループの移動・再配置の監視
- （iv）DDRプログラムの確立支援

⁵⁰ UNDPを通じ約1000万ドル（約10億3000万円）の緊急無償資金協力を実施。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/10/1196621_1108.html> last visited on 30 March 2010.

⁵¹ Security Council Resolution, U.N.Doc.S/RES/1590 (2005), 24 March 2005.

- (v) 広報を通じた和平プロセスでの UNMIS の役割の理解促進
- (vi) 女性の役割を含む国民和解と平和構築の支援
- (vii) 警察サービスの再構築
- (viii) 法の支配および人権保護の促進と国内司法システム強化支援
- (ix) 人権保護や文民保護のための UNMIS 内での能力・専門家の確保
- (x) 選挙準備のための技術的支援等の供与
- (b) 難民および国内避難民の自発的帰還や人道的援助を促進すること
- (c) 他の関係者と協力して地雷除去作業を支援すること
- (d) スーダンにおける人権の保護・促進のための国際的な努力に貢献するとともに、国内避難民や帰還難民、女性や子供などを対象とした文民の保護に向けての国際的な努力を調整すること

である⁵²。つまり、UNMIS は、上決議に記載されていない活動を行うことができないという制約がある。

国連の平和維持活動としての UNMIS の特徴は、第 1 に、2005 年の包括和平合意により任務が定められていることである。第 2 に、国連安全保障理事会決議 1590 で国連憲章第 7 章の下での行動が認められていることである。同決議パラグラフ 16 は、

「国連憲章第 7 章に基づいて行動し(中略)必要な行動をとることが許可されている」

としている。これについて酒井は、『『必要な行動』が自衛の範囲を超える武力行使を含むということも疑いを容れない』⁵³としている。しかし、そもそも「包括和平合意で当事者は国連憲章第 7 章ではなく、第 6 章の下で監視・検証任務に従事することを国連に求めている」⁵⁴。のであり、第 7 章による権限の付与は予定されていなかった。さらに、すべてのマンドートにおいて第 7 章の権限を付与されているのではなく、「UNMIS のマンドートや活動の性格については憲章第 7 章ではないことに配慮しながら、現地の情勢から一般市民の保護のため自衛を超えた武力行使を可能とする法的根拠を限定的に付与したもの」⁵⁵であることにも注意が必要である。しかし、第 7 章における授權の方針は継続しており、「2006 年 8 月 31 日に採択された UNMIS の任務拡大の国連安全保障理事会決議 1706 も、パラグラフ 12 で、国連その他の要員の安全や文民の保護のために、憲章第 7 章に基

⁵² *Ibid.*, paras.4 and 11. 酒井啓亘「スーダン南北和平と国連平和維持活動－国連スーダンミッション (UNMIS) の意義－」『法学論叢』第 162 巻第 1－6 号、2008、187－188 頁。

⁵³ 同掲論文、189 頁。

⁵⁴ 同掲論文、189 頁。

⁵⁵ 同掲論文、190 頁。

づく行動としてあらゆる措置を使用することを許可している。したがって、一定の活動についてのみ憲章第 7 章の行動を許可したことは UNMIS の性格そのものに影響を及ぼしていない⁵⁶のであり、今後もその傾向は変わらないし、他の国連平和維持活動を見ても、むしろ権限の拡大が潮流であると言えよう。

こうした背景を念頭に置くと、理論的には、国連安全保障理事会決議で UNMIS のマンデートが拡大、すなわち任務が拡大されれば、ICC の執行を UNMIS が担うことも可能となるわけである。そのマンデートには、武力行使を伴う権限が盛り込まれることも可能性としては否定できない。しかし、実際には、スーダンの事件を ICC に付託するか否かを採択した国連安全保障理事会決議 1593 の際に棄権にまわった米国および中国が、今後同様の対応を採るか否かにつき予測することは困難である。また、バシール大統領は PKO による ICC の執行を恐れてダルフールで展開する権限を UNMIS に与えなかったとする意見がある⁵⁷。国連安全保障理事会決議 1706⁵⁸が示した AU スーダン・ミッション (AMIS) から UNMIS への引き継ぎはバシール大統領が拒否し、AU と国連とのハイブリッド活動であるダルフール国連 AU 合同ミッション (UNAMID) になった背景がある。こうした諸事情を勘案すると、バシール大統領への逮捕状の発付が安全保障理事会による付託であるとしても、近い将来に UNMIS が ICC の執行を担う状況は想定し難いであろう。

(b) 保護する責任

保護する責任は、R2P (Responsibility to Protect) とも呼ばれており、2001 年 12 月 18 日に国連総会に提出されたエヴァンスらの介入と国家主権に関する国際委員会 (ICISS) の報告書に発する⁵⁹。保護する責任を極端に単純化して述べるならば、人道的介入、人道的干渉、人道的救援権のような様々な概念を整理し、国際社会が果たすべき責任を定めていると言えよう。

2009 年 1 月 12 日に出された「保護する責任」の実施についての国連事務総長報告書⁶⁰は、保護する責任を実施する際の困難および留意点を挙げている。スーダンのダルフール問題は、「保護する責任」議論を激化させた契機とも言える。ここでまず考えなくてはならないのは、第一義的義務のありかである。保護する責任の第一義的義務は、あくまでもその政府にあるということを忘れてはならない。スーダン政府がスーダン国民を保護する責任を負っているのであり、スーダン政府が保護をできない、あるいは可能であるのに意図

⁵⁶ 同掲論文、191 頁。

⁵⁷ 例えば、清水奈名子「武力紛争下の文民の保護と国連安全保障体制ーダルフール紛争への対応を中心としてー」『宇都宮大学国際学研究論集』26号(2008)28頁。

⁵⁸ Security Council Resolution 1706 (2006), U.N.Doc.S/RES/1706 (2006), 31 August 2006.

⁵⁹ <<http://www.iciss.ca/pdf/Commission-Report.pdf>> last visited on 30 March 2010.

⁶⁰ Implementing the Responsibility to Protect: Report of the Secretary-General U.N.Doc. A63/677, 12 January 2009.

的に行わない場合のみに国際社会が保護する責任を行使できることとなる。また、保護する責任には様々な関与のレベルがあり、武力行使を含むか否かがまさに議論の中心となっている。ただし、スーダンは破綻国家ではない。つまり、ソマリアと同様な方法で国家に代替する形式での「保護する責任」を行使することは困難が伴う。今回のスーダン大統領への逮捕状発付は、国際犯罪の訴追と不処罰の連鎖を断ち切ることが常に直線的に「保護する責任」の実現につながるわけではないとの指摘もある⁶¹。

とりわけ、日本では「保護する責任」について消極的な態度が取られているように思われる。その理由のひとつとして、北大西洋条約機構（NATO）の人道介入あるいは人道的干渉に遡る武力行使による強制措置に対するマイナスイメージが常に伴っていることが大きな要因と考えられる。確かに、日本には憲法および平和維持活動（PKO）5原則をはじめとする議論すべき課題が山積しており、国内法による制約を伴わない国とは議論のトーンが異なることもやむを得ないのかもしれない。しかし、国際社会で現実に行っている事態に目を向ければ、そうした問題を真摯に受け止め、他国の動向を検討し分析する姿勢は常に持つ必要があるが、消極的であると言わざるを得ない。そういった状況を踏まえると、日本がスーダンに関して強制措置を含む保護する責任を行使するかどうかの議論をする段階にきてはいないと考えられる。

保護する責任との関連でモラル・ハザードの問題も考えなくてはならない。ICCのアプローチが反政府勢力によって悪用される懸念、例えば、反政府勢力が事実と異なるが、自らに有利な申立てを行うことがないとは言えない。しかし、ICCの手続では欠席裁判が認められておらず、被告人の在廷が常に義務づけられている⁶²。また、証人が虚偽の証言を行った場合、犯罪としてICCが管轄権を有することが明確にされている⁶³。さらに、犯罪事実の確認は「信ずるに足る実質的な理由」の基準を満たすことが求められており、そのために十分な証拠を必要としていることは既に述べたとおりである。

したがって仮にいずれかの者が悪意のもとICCを利用しようとしても、裁判手続の過程で信憑性や一貫性に問題が生じ、不正が明らかになる可能性が高いと考えられる。

むすびにかえて

以上の点を総合的に考慮すると、様々な問題を残しながらも、今後、国連のPKOが展開するような国際平和協力が必要とされる地域において重大な犯罪を見逃さない気運が高まったことに疑いはない。たとえある国がICC規程の締約国でないとしても、重大な犯

⁶¹ 清水奈名子『「保護する責任」概念をめぐる錯綜』『社会と倫理』23号（2009）53頁。

⁶² 63条（被告人の在廷による公判）

⁶³ 70条1項（a）（b）（c）

罪の処罰に関係ないと宣言することは国際的な非難の対象となり、多くの国がその立場を受け入れない素地ができたと言えよう。移行期正義との関連においても、不処罰をなくし重大な人権侵害や重大な犯罪の撲滅について国際協力を推進する気運は日々高まっている。ICCによるバシール大統領への逮捕状発付が不処罰への国際的枠組みの礎を築いたと言っても過言ではない。これにより、少なくとも現職国家元首に対し、重大な罪を犯せば、国際的な法廷が存在し、法の下で裁かれるというメッセージを送ったことになり、独裁者の行動を抑止する効果が期待できる。そして、さらに重要なことであるが、現在の国際社会が抱えている問題は、1カ国のみではけっして解決できないことを本件が象徴している。現職大統領への逮捕状の発付は、国際司法の局面でも国際協力が不可欠であることを明確に示す事例となった。換言すれば、本件は重大な犯罪についても国際協力を推進することが、国際平和を築く重要な柱となることを表象しているのである。

(2010年7月28日脱稿)

参考文献

- －洪恵子「国際刑事裁判所における管轄権の構造」村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所 最も重大な国際犯罪を裁く』東信堂(2008)。
- －洪恵子「安全保障理事会による刑事裁判所の設置」村瀬信也編『国連安保理の機能変化』東信堂(2009)。
- －酒井啓亘「スーダン南北和平と国連平和維持活動－国連スーダンミッション(UNMIS)の意義－」『法学論叢』162巻1－6号(2008)。
- －清水奈名子「武力紛争下の文民の保護と国連安全保障体制－ダルフル紛争への対応を中心として－」『宇都宮大学国際学研究論集』26号(2008)。
- －清水奈名子『「保護する責任」概念をめぐる錯綜』『社会と倫理』23号(2009)。
- －古谷修一「国際刑事裁判権の意義と問題－国際法秩序における革新性と連続性－」村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所 最も重大な国際犯罪を裁く』東信堂(2008)。
- －松隈潤「スーダン・ダルフル危機と人道的援助」『人間の安全保障と国際機構』国際書院(2008)。
- －村井伸行「国際刑事裁判所(ICC)によるバシール・スーダン大統領の逮捕状の発付および逮捕・引渡し請求の送付に関する法的検討」『外務省調査月報』2009/No. 2(2009)。
- －渡邊恵子「スーダン：平和の定着と復興の追求」財団法人 国際開発高等教育機構『グローバルイノベーションと国際開発研究「脆弱国家の開発戦略」研究報告書』平成21年3月(2009)。
- －Christopher Gosnell "The Request for an Arrest Warrant in Al Bashir" Journal of International Criminal Justice Vol.6, No.5 (2008).

- Claus Kress "The International Criminal Court as a Turning Point in the History of International Criminal Justice" Antonio Cassese ed. The Oxford Companion to International Criminal Justice, Oxford University Press (2009).
- Claus Kress "The Crime of Genocide and Contextual Elements" Journal of International Criminal Justice, Vol.7 (2009).
- Daphna Shraga "Politics and Justice: The Role of the Security Council" Antonio Cassese ed. The Oxford Companion to International Criminal Justice, Oxford University Press (2009).
- Dapo Akande "The Legal Nature of Security Council Referrals to the I C C and its Impact on Al Bashir's Immunities" Journal of International Criminal Justice, Vol.7 (2009).
- Lina Sapienza "Classifying the Killings in Sudan as Genocide" New York Law School Journal of Human Rights, Vol.19(3) (2003).
- Michael Reisman, American Journal of International Law, Vol.99 (2005).
- M. Cherif Bassiouni "International Criminal Justice in Historical Perspective: The Tension Between States' Interests and the Pursuit of International Justice" Antonio Cassese ed. The Oxford Companion to International Criminal Justice, Oxford University Press (2009).
- Paola Gaeta "Does President Al Bashir Enjoy Immunity from Arrest?" Journal of International Criminal Justice, Vol.7 (2009).
- Robert Cryer "Sudan, Resolution 1593, and International Criminal Justice" Leiden Journal of International Law, Vol.19 (2006).
- Robert Cryer "The Definition of International Crimes in the Al Bashir Arrest Warrant Decision" Journal of International Criminal Justice, Vol.7 (2009).
- William A. Schabas, The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute, Oxford University Press (2010).